二項第二号（同条第三項（同法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第四十条第八項第四号において準用する場合を含む。）並びに同法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第四十条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十二条第二項第二号及び第五項第二号（これらの規定を同条第七項並びに同法第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項第二号（同法第四十条第八項第一号において準用する場合を含む。）及び第四項第二号（同法第四十条第八項第二号において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項、第六十条第二項、第六十一条並びに第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六十三　スウェーデン協定又はスウェーデン実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定又はスウェーデン協定第一条1(e)に規定するスウェーデン王国の実施機関をいう。

第二十二条に次の一号を加える。

十六　スウェーデン協定

第三十四条に次の一号を加える。

十四　スウェーデン協定

第三十五条、第三十八条及び第四十条中「又はフィンランド協定」を「、フィンランド協定又はスウェーデン協定」に改める。

第五十条に次の一号を加える。

二十二　スウェーデン協定

第六十一条に次の一号を加える。

十四　スウェーデン協定

第七十二条に次の一号を加える。

十二　スウェーデン協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項並びに第八十四条第三項中「又はフィンランド協定」を「、フィンランド協定又はスウェーデン協定」に改める。

第九十条に次の一号を加える。

十九　スウェーデン協定第一条1(c)に規定するスウェーデン王国の法令

第九十一条に次の一号を加える。

九　スウェーデン協定

第九十三条に次の一号を加える。

十九　スウェーデン協定

第九十六条の表に次のように加える。

十九	スウェーデン協定第二十三条1	スウェーデン実施機関

第百五条、第百八条、第百十九条第一項及び第三項、第百二十三条第一項及び第三項並びに第百二十七条第三項中「又はフィンランド協定」を「、フィンランド協定又はスウェーデン協定」に改める。

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄